

令和二年 第二回臨時会

市長説明要旨

南アルプス市

本日ここに、令和二年第二回臨時会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、これまで本市で実施してまいりました「新型コロナウイルス感染症に伴う支援策」につきまして、現況をご報告申し上げます。

はじめに、『特別定額給付金事業』についてであります。全ての市民の皆さまに給付金を確実にお届け出来ますよう、広報、新聞折込み、ホームページ等でお知らせしてまいりました。給付状況につきましては、八月十七日現在におきまして、世帯の九十九・一パーセント、給付金額は、七十一億一千五百七十万円となっております。

給付金申請期限は、八月三十一日までとなっております、現在、未申請の皆さまには、勧奨通知、個別電話、個別訪問など出来る限りの方法により、鋭意申請を促しております。

次に、『事業者持続化給付金事業』についてであります。

八月十七日現在におきまして、給付件数は、千三百九十六

件、給付金額は、五億二千五百六千円となっております。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、多種多様な業種に影響が及び、中小規模事業者及びフリーランス等を含む個人事業者から、想定を大幅に上回る申請を受け付けており、予算の不足が見込まれることから、再度、予算の増額を今臨時会に上程しております。

次に、『地域経済消費喚起事業』についてであります。

市民一人につき一万円分の商品券を配布する「南アルプス元気券」につきましては、八月十一日から順次郵送を始めており、使用開始日の九月十二日までには、全世帯への配布を完了するよう、鋭意進めているところであります。

この元気券により、市内での消費を大きく喚起し、地域経済の回復に向けて力強く後押しし、南アルプス市に「元気」と「活力」を取り戻せますよう、市民の皆さまにおかれましては、積極的なご活用をお願い申し上げます。

次に、『宿泊・旅客運送事業者支援金給付事業』についてであります。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に

大きな影響を受けている宿泊及び旅客運送事業者の皆さまの事業継続と感染防止対策のための支援策としまして、七月二十七日から、本庁西別館において、申請の受付を開始しており、八月十七日現在におきまして、十六件が申請されており、速やかに給付を進めているところであります。

申請期限につきましては、九月三十日までとしておりますので、対象事業者の皆さまには、積極的にご活用いただきましたと考えております。

次に、『高齢者熱中症予防対策事業』についてであります。新型コロナウイルス感染防止対策により、自宅で過ごす時間が多くなっております七十五歳以上の高齢者の皆さま、約九千六百人を対象に交付する「飲み物券」につきましては、八月六日までに、概ね配布を完了したところであります。

山梨県内では、梅雨明け以降、三十度を超える真夏日が続く中、八月九日には、熱中症の危険が特に高まるとして、県内で初めて「熱中症警戒アラート」が発表されました。

熱中症警戒アラートは、気温、湿度及び日差しの強さから算出する「暑さ指数」を活用し、指数三十三度以上が予想さ

れる場合に発表されることとなっており、不要不急の外出を控え、空調設備を活用した涼しい室内に移動するなど、厳重な警戒が必要となります。

今夏は、感染予防によるマスクの着用により、例年以上に熱中症の危険性が高くなりますので、飲み物券をご利用いただくことで、各自における熱中症予防への対策を、より強めていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

続きまして、本臨時会に提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は、補正予算の専決処分につき承認を求める案一件、補正予算案一件、財産の取得案一件、合わせて三件であります。

はじめに、承認第五号、「南アルプス市一般会計補正予算（第五号）の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

国の持続化給付金支給決定事業者に対し、給付金額の三十

パーセントを、市が独自に上乘せして給付する、事業者持続化給付金に要する経費について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、令和二年八月三日に専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第六十四号、「南アルプス市一般会計補正予算（第六号）」についてご説明申し上げます。

補正額を二億円とし、歳入歳出予算の総額を三百九十八億三千九百九万六千円といたすものであります。

この案につきましては、専決処分の承認にてご説明いたしました「事業者持続化給付金給付事業」について、コロナ禍の収束の兆しが見えない中、更に多くの事業者からの申請が見込まれることから、専決処分させていただきました一億円に加え、二億円の給付金を計上するものであります。

財源といたしましては、普通交付税を見込んでおります。

次に、議案第六十五号、「財産の取得について」でありま

す。

この案につきましては、小中学校の授業で利用する児童生徒及び教員の端末の画面情報を拡大掲示するために、プロジェクター及びアダプターを購入するもので、去る八月六日に一般競争入札により、有限会社丸栄商事と、二千六百五十万四千五百円で購入契約を締結するものであり、地方自治法第九十六条第一項第八号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第三条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提出するものであります。

以上、提出案件についての説明を終わります。

なお詳細につきましては、担当部長より説明いたさせます。何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

令和二年八月二十一日

南アルプス市長 金丸一元